

新座市分譲マンション耐震診断助成金交付要綱

(平成23年8月22日告示第275号)

(趣旨)

第1条 この告示は、分譲マンションの耐震診断を実施する者に対して、予算の範囲内において新座市分譲マンション耐震診断助成金（以下「助成金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

2 助成金の交付に関しては、新座市補助金等の交付に関する規則（昭和47年新座市規則第23号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 耐震診断 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第4条第1項の規定により策定された建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）に基づき、建築物の地震に対する安全性を評価することをいい、当該評価が適正であるかどうかについて公的機関又はこれに準じる機関の判定を受けたものをいう。

(2) 分譲マンション マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第2条第1項第1号に規定するマンションをいう。

(対象建築物)

第3条 助成金の交付の対象となる建築物（以下「対象建築物」という。）は、建築確認（建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に規定する建築主事の確認をいう。）を取得している昭和56年5月31日以前に着工された市内に存する分譲マンションであって、次に掲げる要件に該当するものとする。

(1) マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第2条第3号に規定する管理組合（以下「管理組合」という。）において耐震診断の実施の決議がなされていること。

(2) 区分所有者が市税等を滞納していないこと。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に認める建築物を対象建築物とすることができる。

(対象者)

第4条 助成金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件に該当する者とする。

- (1) 対象建築物の管理組合であること。
- (2) 第8条第1項の規定による助成金の交付に係る申請の認定前に、耐震診断の実施に関する契約を締結していないこと。

(耐震診断を行う者)

第5条 助成金の交付の対象となる耐震診断を行う者は、原則として市内に存する建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による登録を受け、かつ、市税等の滞納のない建築士事務所に所属している同法第2条第2項に規定する一級建築士とする。

(助成金の額等)

第6条 助成金の額は、耐震診断に要した費用の額に3分の2を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）又は全戸数に50,000円を乗じて得た額のうちいずれか少ない額（第3条第2項の規定により対象建築物とされたものにあつては、市長が別に定めるところにより算出した額）とし、150万円を限度とする。

2 助成金の交付は、対象建築物1棟につき1回限りとする。

(交付申請)

第7条 助成金の交付を受けようとする者は、耐震診断の実施前に、新座市分譲マンション耐震診断助成金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。

- (1) 建築確認通知書の写し又は建築時期が確認できる書類
- (2) 管理組合による耐震診断の実施の決議がなされていることが確認できる書類
- (3) 対象建築物の区分所有者の全員が確認できる書類
- (4) 区分所有者の市税等の納税証明書又は非課税証明書
- (5) 耐震診断を実施する一級建築士の建築士免許証及び建築士事務所登録通知書の写し
- (6) 付近見取図及び現況写真
- (7) 耐震診断に要する費用が分かる見積書の写し
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、助成金の交付を受けようとする者は、市の保有する個人情報に係る書類に代えて個人情報利用目的外利用同意書を提出することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、市長が認めるときは、同項の規定により申請書に添付すべき書類の一部を省略することができる。

(交付決定)

第8条 前条の規定による交付申請があったときは、その内容を審査の上、交付の可否を決定し、新座市分譲マンション耐震診断助成金交付決定・申請却下通知書により、その旨を申請者に通知するものとする。

2 前項の規定により助成金の交付決定を受けた者（以下「助成対象者」という。）は、助成金の交付に係る耐震診断の実施に関する契約を締結することができるものとする。

(変更等承認申請)

第9条 助成対象者は、第7条の交付申請の内容を変更し、又は耐震診断を中止しようとするときは、新座市分譲マンション耐震診断内容変更等承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(完了報告)

第10条 助成対象者は、耐震診断の完了後、速やかに新座市分譲マンション耐震診断完了報告書に次に掲げる書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。この場合において、受領委任払（助成対象者が耐震診断を行った一級建築士の所属する建築士事務所に対し助成金の受領を委任することをいう。第13条において同じ。）により第12条に規定する助成金の請求をしようとするときは、第4号の書類に代えて当該建築士事務所からの請求書を提出しなければならない。

- (1) 耐震診断の結果報告書
- (2) 公的機関又はこれに準じる機関の判定を受けたことを証する書類の写し
- (3) 耐震診断の契約書の写し
- (4) 耐震診断の領収書の写し（これを添付できない特段の理由がある場合にあっては、市長が定める書類）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

2 前項の報告書は、第8条第1項の規定による交付決定の通知のあった日の属する年度の2月末日までに提出しなければならない。

(交付確定通知)

第11条 前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、第8条の規定による交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、新座市分譲マンション耐震診断助成金交付確定通知書により、その旨を助成対象者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第12条 前条の規定による通知を受けた助成対象者は、新座市分譲マンション

耐震診断助成金請求書により、助成金の交付を市長に請求するものとする。

(助成金の交付)

第13条 市長は、前条の規定による請求があったときは、助成対象者に対し助成金を交付するものとする。この場合において、受領委任払により助成金の交付があったときは、助成対象者に対し助成金の交付があったものとみなす。

(助成金の返還)

第14条 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けた者があるときは、交付を受けた助成金を返還させることができる。

(委任)

第15条 この告示に定めるもののほか、様式の作成その他の助成金の交付に関し必要な事項は、まちづくり未来部長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

附 則 (平成26年告示第488号)

この告示は、平成26年12月24日から施行する。

附 則 (平成27年告示第109号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年告示第100号)

- 1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正後の新座市分譲マンション耐震診断助成金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後の認定申請に係る助成金の交付について適用し、同日前の認定申請に係る助成金の交付については、なお従前の例による。

附 則 (平成31年告示第89号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。